

Pearl River Delta・Yangtze River Delta・Bohai-rim Watersにおける排出規制エリア(ECA)の制定について

2015年12月2日、中華人民共和国(以下、中国)運輸省は、同国の大気汚染防止規則に基づき、主要エリアにおける船舶からの大気汚染物質の排出削減を目的として、3ヶ所(Pearl River Delta・Yangtze River Delta・Bohai-rim Waters)の排出規制エリア(ECA)を設定しました。ECA内において、船舶は硫黄分含有量規制を満たす燃料油を使用するか、それと同等の効果を有する代替手段(例：陸上電源を使用する・クリーンエネルギーを使用する・排出ガス処理装置を搭載する等)を用いることが求められます。

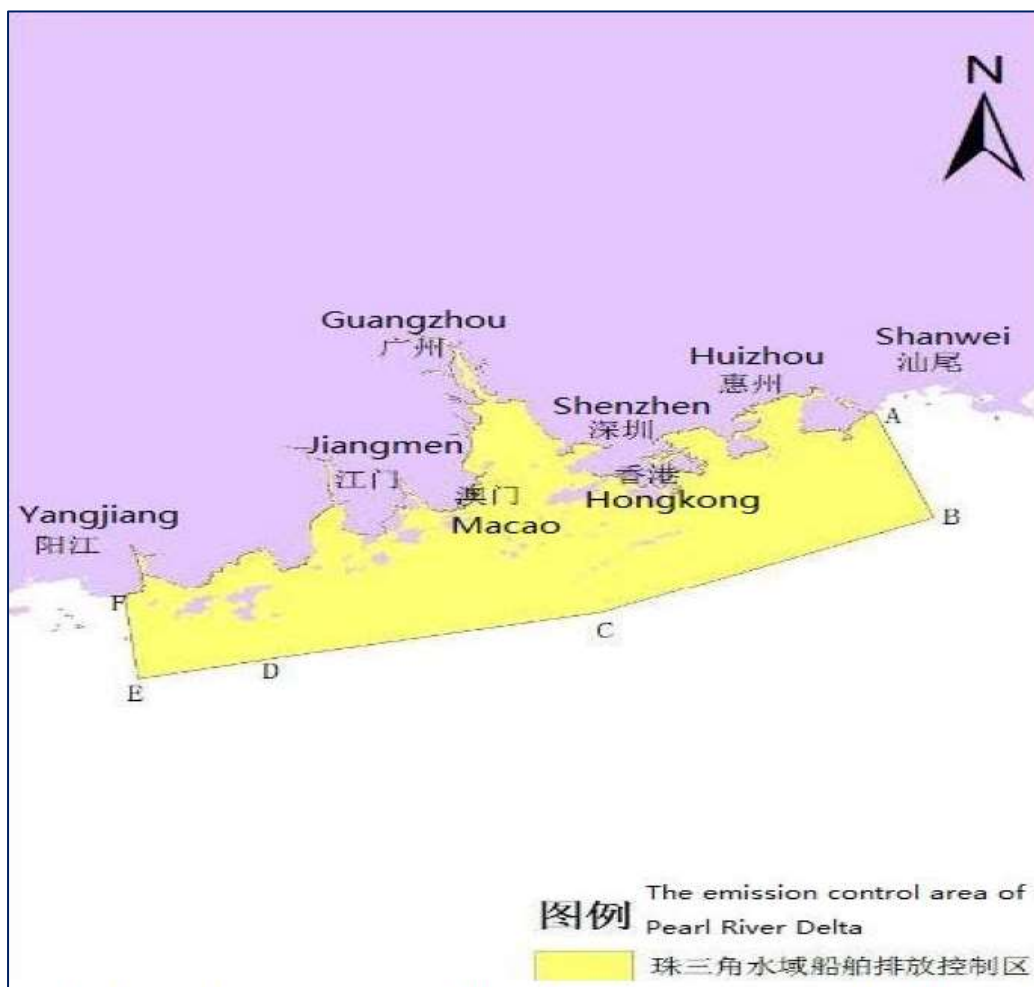
適用船舶

本規制は、ECA内を航行・錨泊・運航するすべての船舶に適用されます。但し、軍用・競技用船舶・漁船には適用されません。

ECAの地理的範囲

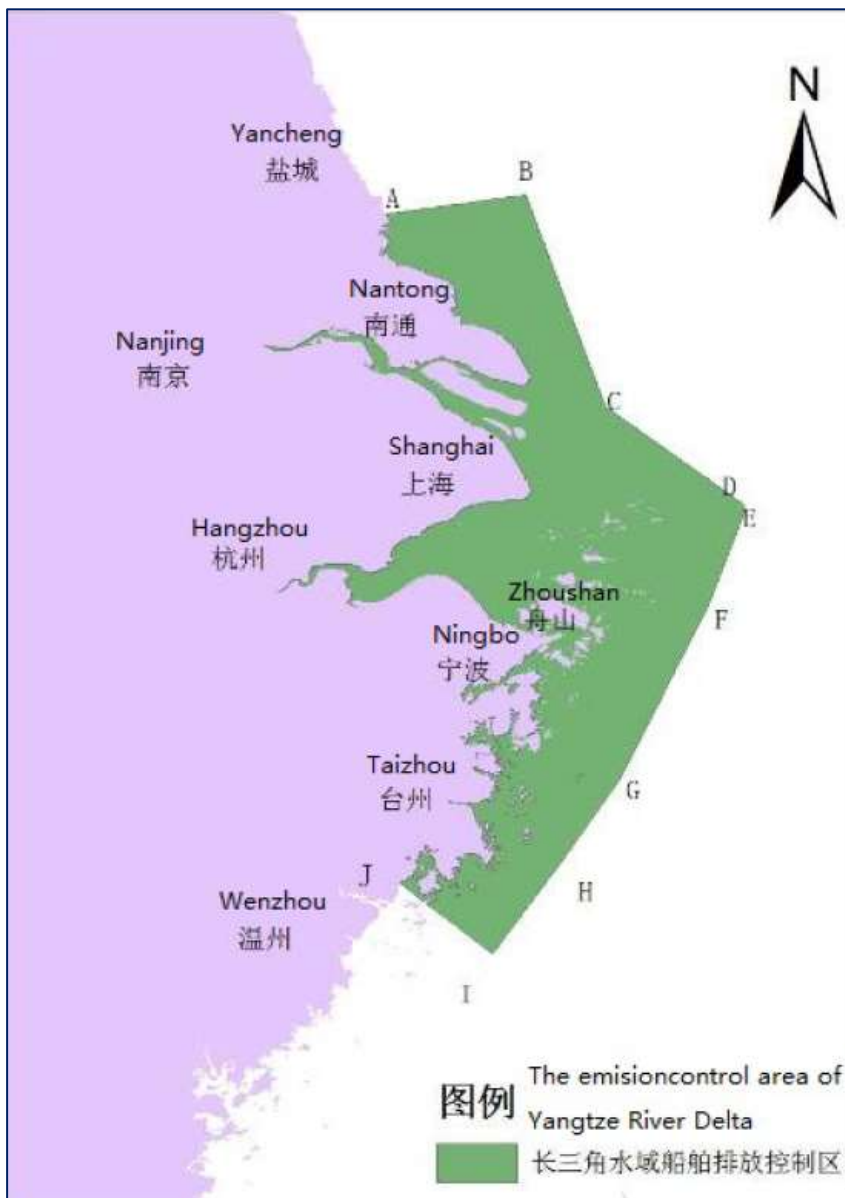
本新規規制の下、Pearl River Delta・Yangtze River Delta・Bohai-rim Watersの3ヶ所のECAが制定されています。各ECAの海域・内陸部の水路・主要港は以下の通りです。

(1) Pearl River Delta



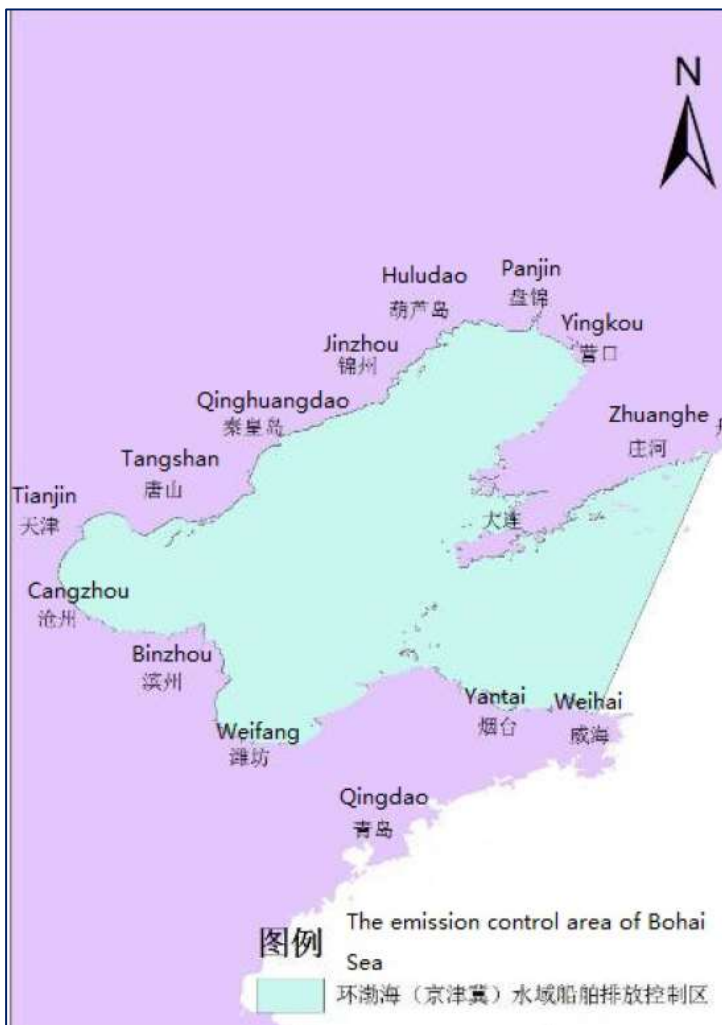
- 海域：A、B、C、D、E、F の各ポイントをつないだ線の内側（香港及びマカオ水域を除く）の海域。
 A ポイント： Huizhou と Shanwei の海岸線が交差する地点
 B ポイント： Zhentouyan から 12 海里の地点
 C ポイント： Jiapeng Archipelago から 12 海里の地点
 D ポイント： Weijia Island から 12 海里の地点
 E ポイント： Dafanshi Island から 12 海里の地点
 F ポイント： Jiangmen と Yangjiang の海岸線が交差する地点
- 内陸部の水路：Guangzhou・Dongguan・Huizhou・Shenzhen・Zhuhai・Zhongshan・Foshan・Jiangmen・Zhaopingの9都市の管轄下にある航行可能な内陸水路。
- 主要港：Shenzhen・Guangzhou・Zhuhai

(2)Yangtze River Delta



- 海域：A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各ポイントをつないだ線の内側の海域。
 Aポイント： Nantong と Yancheng の海岸線が交差する地点
 Bポイント： Wai Ke Jiao Island から 12 海里の地点
 Cポイント： Sheshan Island から 12 海里の地点
 Dポイント： HaiJiao から 12 海里の地点
 Eポイント： Southeast Reef から 12 海里の地点
 Fポイント： Two Brothers Reef から 12 海里の地点
 Gポイント： Yushan Archipelago から 12 海里の地点
 Hポイント： Taizhou Islands(2 島)から 12 海里の地点
 Iポイント： Taizhou と Wenzhou の海岸線が交差する地点から 12 海里の地点
 Jポイント： Taizhou と Wenzhou の海岸線が交差する地点
- 内陸部の水路：Nanjing・Zhenjiang・Yangzhou・Taizhou・Nantong・Changzhou・Wuxi・Suzhou・Shanghai・Jiaxing・Huzhou・Hangzhou・Shaoxing・Ningbo・Zhoushanの15都市の管轄下にある航行可能な内陸部の水路。
- 主要港：Shanghai、Ningbo-Zhoushan、Suzhou、Nantong

(3) Bohai-rim Waters (Beijing・Tianjin・Hebei)



- 海域：Dandong・Dalianの海岸線の交差する地点とYantai・Weihaiの海岸線をつないだ線の内側の海域。
- 内陸部の水路：Dalian・Yingkou・Panjin・Jinzhou・Huludao・Qinhuangdao・Tangshan・Tianjin・Cangzhou・Binzhou・Dongying・Weifang・Yantaiの13都市の管轄下にある航行可能な内陸部の水路。
- 主要港：Tianjin・Qinhuangdao・Tangshan・Huanghua

硫黄分含有量規制の実施スケジュール

時期	硫黄分含有量規制	適用エリア
2016年1月1日から 2016年12月31日まで	国際条約並びに国内法で規定される現行基準(註1参照)	全エリア。ECA内の地域港の裁量により現行基準より厳しい要求を課す可能性あり。 (例：着棧中の船舶に硫黄分含有量0.5%以下の燃料油使用を義務付ける等)。註2参照。
2017年1月1日から 2017年12月31日まで	0.5% m/m以下	ECA内の主要港 着棧後1時間及び出航前1時間を除く着棧中に適用
2018年1月1日から 2018年12月31日まで	0.5% m/m以下	ECA内の全港 着棧中(除外期間なし)
2019年1月1日から 2019年12月31日まで	0.5% m/m	ECA内全エリア 船舶がECA内にいる全期間

*註1：中国はMarpol条約の締約国であり、同条約附属書VIは2006年8月23日に同国で発効。Marpol条約における現行の硫黄酸化物含有量上限は、(1)ECA外：3.5% m/m(2012年1月1日以降)、(2)ECA内：0.1% m/m(2015年1月1日以降)。

*註2：ECA内の主要港を確認したところ、Shanghai以外の港湾当局は現行より厳しい基準を導入する予定はない。なお、Shanghai MSAは2016年中に着棧後1時間と出航前1時間を除く着棧中に硫黄分含有量0.5%以下の燃料油の使用を義務付ける見込みであるが、その実施時期については未だ検討中。

中国政府は2019年12月31日までに上記措置の効果を検証し、更なる措置として、(i)硫黄分含有量0.1% m/m以下の燃料油使用義務の実施、(ii)ECAの地理的範囲の拡大、(iii)その他の措置の実施について判断する予定です。

規則に基づく当該義務履行確保のため、MSAはIAPP証書・燃料油記録簿・燃料油供給書類の調査並びに燃料油の品質チェック等を強化する模様です。

以上